

【売買契約約款】

(契約の成立)

第1条 本契約は、お客様（以下「甲」といいます。）がコネクシオ株式会社（以下「乙」といいます。）に対し乙所定の方法で申込み、乙が甲に対し乙所定の方法で承諾することによって成立します。

(本商品の内容)

第2条 本商品の内容は、本書に定めるとおりとします。

(検査)

第3条 甲は、乙より本商品の引渡しを受けた場合、すみやかに検査を行い、数量不足等の契約内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）を発見した場合には、直ちに乙に対してその旨を書面により通知します。なお、本商品の引渡日から3営業日以内に甲から検査結果の通知が乙に到達しなかった場合には、本商品は検査に合格したものとみなします。

(危険負担)

第4条 乙は、本書に定める納入場所に乙の費用及び危険負担において本商品を納入し、甲は本商品の受領と同時に受領書を乙又は乙の指定する者に交付します。なお、当該受領書の交付をもって、乙から甲に対する引渡しは完了したものとします。

2. 前項の引渡し完了後において発生する本商品の滅失又は毀損等による損害については、事由の如何を問わず、甲の負担とします。

(所有権の移転)

第5条 本商品の所有権は、本商品の注文全額の支払いを完了した時点をもって移転します。

(契約不適合責任)

第6条 乙は、本商品に第3条の検査では発見することができない種類又は品質に関する契約不適合がある場合を除き、甲に引き渡した本商品について、返品に応じません。

2. 本商品の引渡日から6ヶ月以内に契約不適合が発見され、その旨を乙に通知し、乙がその契約不適合の原因が乙の責に帰すことを認めた場合に限り、甲は、乙に対し、代替品への交換又は契約不適合の修補請求のみを請求することができます。但し、修補に多大な費用を要する場合は代替品への交換のみとします。

(対価・支払方法)

第7条 甲は、本書で定める支払期日までに、本書で定める契約金額及びこれに対する消費税並びに地方消費税に相当する額を乙が指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。

2. 前項の振込に要する費用は、甲が負担します。

(相殺)

第8条 甲及び乙は、相手方に対して有する債権と、相手方に対して負担する債務とを、相手方に対して有する債権の弁済期到来前においても相殺することができます。

(遅延損害金)

第9条 甲が乙に対する金銭債務の履行を怠った場合、甲は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、秘密情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 相手方からの開示の時点で既に公知の情報
- (2) 相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報

2. 前項の規定に拘らず、甲又は乙が、裁判所や行政機関の有効な命令、又は法律等により開示を要求された場合は、その命令又は要求に従い秘密情報を開示することができます。但し、法令の許容する範囲で、直ちに当該要求を受けたこと及び開示対象情報を相手方に通知のうえ開示するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示後直ちに相手方に通知するものとします。

(権利義務の移転)

第11条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならないものとします。

(不可抗力)

第12条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な感染症又は伝染病等、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力等、及びこれらを踏まえた乙の判断に基づく本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の履行の遅滞又は中止については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をするものとします。

2. 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違背した場合、違背是正期間として相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 甲及び乙は、相手方が、本契約の各条項に違反したとき、他より差押、仮差押、仮処分、競売等の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てを受けたときあるいは自ら申立てたとき、手形又は小切手を不渡りにする等支払停止状態に陥ったとき、その他これらに類する不信用な事実があったときは、何ら催告をなさず直ちに本契約を解除することができます。なお、本解除権の行使により解除権者による損害賠償の請求を妨げるものではありません。

3. 前項のいずれかに該当する事由が生じた当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について

期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して支払わなければならないものとします。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に発生した通常損害に限り、相手方に対して請求することができます。なお、甲及び乙は、本契約の他の条項の定め如何にかかわらず、またその予見可能性の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

2. 乙の本契約の履行に関する損害賠償の累積総額は、債務不履行、契約不適合責任その他請求原因の如何にかかわらず、損害発生の直接の原因となった本商品の商品代金相当額を限度とします。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、保証します。

2. 甲及び乙は、相手方が、次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要せずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 自己又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

3. 甲及び乙は、前項各号に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。

4. 甲及び乙は、第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、何ら当該損害の賠償をすることを要せず、また、当該契約解除により自らに損害が生じたときは、その相手方は当該損害を賠償する責を負うものとします。

(紛争の解決)

第16条 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第17条 本契約の規定の一部が無効又は執行不能であるとされた場合でも、本契約の全体の有効性には影響がないものとし、当該無効又は執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとし、本規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

